

令和4年度第2回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和5年3月29日（水）

午前10時00分から

場所：市役所 第2・第3会議室

■委員出席者（計15名、敬称略・順不同）

蔭山英順、竹本有基、北村信人、川合大一郎、梶川勝矢、谷田一敏、長谷川依句弥、
柴田春奈、田原麻衣子、松田斉、杉原孝子（代理者出席）、伊藤邦子、石田沙織、
水谷弘喜、宇野成佳

■委員欠席者（計4名、敬称略・順不同）

豊田かおり、橋本昭、松永聡、朝倉信哉

■事務局

徳風保育園園長	伊勢研思
福祉子ども部	瀬古俊之
保険健康部健康増進課	浦田浩子
教育部学校教育課	小川桂
福祉子ども部子ども課	近藤克好、渡辺奈保美、河内久佳、池田康利、小林靖之、 伊藤彩子、山下徳也

■開会・あいさつ

（事務局：子ども課長）

本日はご多用なところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の会議は知立市審議会等傍聴要領の規定に基づきまして、会議を公開としております。傍聴者の入場が可能となっておりますので、あらかじめご了承ください。

それでは、会議開始に先立ちまして、配布資料の確認をお願いします。また、机の上に委員名簿を配付させていただいており、裏面に席次を印刷しておりますので、こちらもご確認ください。

なお、本日ですが、医師会代表豊田委員、小中学校校長会代表橋本委員、刈谷児童相談センター松永委員、一般事業主代表朝倉委員につきましては、欠席の連絡を受けておりますので、ご了承ください。

では、委員総数19人のところ、本日の出席委員は15人で、その過半数に達しておりますので、知立市子ども・子育て会議条例第5条の規定により、ただ今から令和4年度第2回知立市子ども・子育て会議を開催させていただきます。

はじめに市長よりあいさつをさせていただきます。

(市長)

【市長あいさつ】

(事務局：子ども課長)

ありがとうございました。次に本会議の蔭山会長よりごあいさつをいただきます。

(蔭山会長)

【会長あいさつ】

■議題

(事務局：子ども課長)

ありがとうございました。続いて次第の「2. 議題」に入ります。

ここからの会議の進行については、会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(蔭山会長)

それでは、(1) 徳風保育園園舎改修工事について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：徳風保育園園長)

議題には、改修とありますが正しくは建替となり、令和5年度から本事業を進めていきますが、子ども・子育て会議にお話を通す必要があるため報告をさせていただきます。

本園は、大正14年に幼稚園として開園し、以後長年にわたり事業を継続しています。現在の園舎も築50年余を経過し、日々の修繕では施設の維持も追いつかない状況になりつつあるため、新たな園舎の築造を行いたいと考えています。

現行の保育を継続したまま、園庭に園舎を建て、幼保連携型の認定こども園として令和7年4月1日の開園を目指し計画を進めてまいりますが、現行の定員が180名であるところ、新たな園舎では179名の予定と若干変わりますので、そのご報告をさせていただきます。

(蔭山会長)

認定こども園化の流れもあり、ご計画のとおり事を進めていただければと思いますが、保育園の施設整備計画はこの会議に諮るべきものなのでしょうか。建て替えの詳細な計画をお示しいただけなければ検討も困難かと思いますが。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

今回この会議の場でお話をいただいたのは、保育園等の定員は「量の見込み」として子ども・子育て支援事業計画の範疇にあり、それが変更されるためです。

(蔭山会長)

承知しました。それでは徳風保育園さんからの報告として受け止めさせていただきます。

では次に、(2)第1回会議で質疑のあった事業に対する報告について、事務局より説明をお願いします。

(事務局：渡辺指導保育士)

まず「架け橋プログラム」についてですが、これは5歳児から義務教育をはじめる小学校1年生までの2年間を「架け橋期」と捉えたもので、令和4年3月には国から手引きも発出されています。

当市では本年9月には名古屋学芸大学の先生をお招きし、園長を対象とした研修を企画しており、今後も子どもを中心に据え学校等と連携を深めていきます。

(北村委員)

子どもが小学校での生活とうまく接続できない問題があるなかで、関係機関が集まり一定の協議体を設けることも考えられますが、現状では国・県も本腰を入れていないのではないのでしょうか。

(教育長)

いわゆる「小一プロブレム」については、幼稚園・保育園・小学校で相互に連携を図る場もありましたが、コロナ禍を受けそれも途絶えてしまいました。ただ、その状況も変わってきているため、令和5年度からは進められるところは進め、ご提案の協議会等についても必要とあれば開催したいと考えています。

(谷田委員)

幼稚園と保育園では教育の仕方も異なると思いますが、こうした連携はうまくいくのでしょうか。

(河合委員)

幼稚園と保育園の位置づけが異なる点は確かにあり、両者の卒園者が小学校で統合されることの難しさは確かに存在します。ただ、より広く子ども全体という観点で見た場合、連携のあり方はやはり問われており、求められるのは幼保と小学校それぞれ現場の先生相互の連携です。現場を離れた管理職の交流よりも現場の交流を図ることが望まれる姿です。

ただそれにあたり、現場の先生は非常に多忙であり、これを解消して話し合いのできる場を用立てる必要性を感じています。

(北村委員)

幼稚園と保育園の一本化、いわゆる幼保一元化の流れは既に動き始めており、同一の教育等を受ける前提のもと、所管省庁は違えど目指すべき姿は統一されていると認識しています。ただ、小学校の先生の日々の負担は甚大であり、先生方は新たな子どもの受け入れに難しさを感じている状況であって、そのため「架け橋」の必要性が訴えられているところです。

(教育長)

学校現場としては、これまで幼稚園・保育園で少人数で生活していた子どもたちが、小学校入学を機に一学年100人単位での集団生活に移行することとなり、そこにも子どもたちが難しさを感じる部分もあります。この集団生活の問題のほか、発達や身体上の障害等の個々の問題など、こうした子ども立ちが入学にあたって感じる問題に、学校の先生が準備なく動いていくことは難しく、何が欠けているのか、検討していくことが必要であると認識しています。

(蔭山会長)

従来障害の疑義のある子どもが入学するに当たり一定の配慮を要していましたが、今は障害の有無にかかわらず個々の特性に即した学校教育の実施が求められる時代になっています。そのため、当職としてもこうした問題を検討する場の設置をお考えいただきたいと思っています。

(谷田委員)

この問題は連携に主眼が置かれていることは認識しましたが、その対策として研修の実施だけでよいのか、との思いもあります。

(蔭山会長)

あくまでもことの端緒として研修を実施されるものと判断しています。

以上でよろしいでしょうか。では続いて「子どもの権利」について事務局より説明をお願いします。

(事務局：子ども課長)

先の会議で子どもの権利意識の高揚についてご意見をいただきました。これまでは、その権利を謳う子ども条例のパンフレットを指定学年に配布していましたが、令和5年度はその効果を高めるべく、相談のあった子どもや相談を要する疑義のある子どもたちにピンポイントで配付するよう改めます。

そして、新たにヤングケアラーに関するパンフレットも購入し、同様に配布します。

また、会議でご意見いただいた子どもが自ら相談できる仕組みづくりについては、タブレット端末の活用含めどういった方法が効果的か、学校教育課と検討を重ねてまいります。

こども基本法の施行を機に子どもの権利についての注目も集まる中で、国等からの提供情報も活用しながら必要な取組みをしていきます。

(蔭山会長)

この国の文化として、権利意識が確立されているとはいいい難い状況にあり、この状況を打開するためには、教育が必要であると認識しています。学校教育のなかで子どもの権利についてふれる機会がありますか。

(教育長)

自ら考え、その考えを発する。授業や学級活動の基本であり、権利意識の基本とも言えるかと思います。お話いただいた子どもの権利については、社会や道徳の授業のなかで取扱い、学校生活のなかで話し合う機会も用意されています。

(蔭山会長)

こうした取組みを積み重ねていただくなかではありますが、なおやはり子どもたちの権利意識がこのまま広まっていくのか心配をしています。小中学校の教育カリキュラムに加えていただくなど、知立市の子どもたちが知立市の子どもの権利について知ってもらえるよう必要な取組みをお願いします。

(北村委員)

子どもの権利については、まずは大人が知る必要があります。児童虐待も子どもの権利について意識が及んでいないことに由来するものとも言えます。子育てを家庭で行うのではなく、社会全体で責任をもって行う形に変えていく意味でも権利意識の高揚は必要であると思います。

また、虐待同様、ヤングケアラーについても子どもの権利侵害の問題です。このヤングケアラーに対しては、豊橋市で3年もの期間を要して対策を講じると耳にし、それほどかかるものかと驚いた次第です。知立市としては、この問題にどういった対策を講じていくのでしょうか。

(事務局：子ども課長)

具体的な施策としては、先に申し上げたパンフレットの配付を実施するところですが、この問題に対しては、やはり気軽に相談できる雰囲気や体制をつくることが重要であると思います。

家庭児童相談室の業務として要保護・要支援の児童を見てきていますが、子ども自身が大人が為すであろう家事に負担感を抱いていないケースも見受けられました。そのため、ヤングケアラーの位置づけや子どもの権利について明確にしていく必要性も感じています。

(谷田委員)

子どもの権利について、それを大人が知るべきであることは当然として、子どもが自らが権利主体であることを自認することがもちろん必要であると思います。そこでお尋ねですが、子どもに権利意識を教えていくことはいつごろから始めていくのがよいのでしょうか。

(蔭山会長)

小学校の1年生ぐらいからそうした教育をはじめてもよいのではと考えていますが、他方で日本の家族のあり方として親が絶対的な力を有し、子どもが劣位におかれている支配-被支配の構造が見受けられます。とかく力を有した親は劣位に置かれている者の権利を無視しがちな傾向にあります。学校教育だけでなく、家族を対象としたプログラムも必要です。

(北村委員)

幼稚園・保育園の運営指針では、子どもの主体性を育てることが規定されており、こうした精神態度を意識づけることはそれこそ幼児から必要であると認識し実践しています。子どもに権利意識を植え付け、社会全体で育てて行くことの意義を訴えていきたいと思います。

(蔭山会長)

続いて「放課後子ども教室」について報告をお願いします。

(事務局：学校教育課課長)

放課後子ども教室は、各学校に設置されており、教員経験のあるコーディネーターと地域の方々による指導員とで運営されています。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響もあり、感染拡大防止を図る観点から、子どもたちが楽しめない、とのご意見を前回会議で頂戴しました。これを受け、学校の衛生管理マニュアルに基づいた子ども教室の運営について改めて周知し、行き過ぎた対策の見直しを伝えるとともに、すべての子ども教室に周知を図るべく全校のコーディネーター会議で情報共有を図らせていただいた旨報告いたします。

(事務局：子ども課長)

この放課後子ども教室と当課子ども課の放課後児童クラブは、小学校を含めた形で放課後児童居場所運営委員会を組織し、学区単位でその部会も設置しております。

この部会では、日々の困りごとや情報の共有を図り、またそれぞれを利用する児童が一緒に遊べる企画等についても立案しております。こういった取組みを継続し、安全・安心で楽しい子どもたちの居場所づくりに取り組んでまいります。

(北村委員)

小学校との連携は取れているとのことですが、場所を用立てればよいというものではなく、その場所を利用できない子どももいることにも着目をお願いします。

(事務局：学校教育課長)

学校と保護者との連携は構築できている中、これを放課後子ども教室にも拡大していくお話かと思われます。必要に応じて働き掛けを行ってまいります。

(蔭山会長)

放課後子ども教室は事業を開始して何年目ですか。

(教育長)

開始して10年は経過しているかと思われます。

(蔭山会長)

そろそろその目的を達成し得たかチェックしていく時期を迎えているかと思います。放課後子ども教室は学童保育の場ではなく、放課後の子どもの居場所として出発し、そのための指導員を配置しています。そろそろこの居場所づくりとしての役目を果たし得ているか確認する時期なのではないでしょうか。また、対象とする学年も4年生まででよいのか、等検討を要すると思います。

(教育長)

放課後子ども教室は、保育の場ではなく、居場所であって遊び場である、とのご意見については理解するところですが、なにぶん自由に遊ぶことのできるスペースの問題もあって難しさを感じています。

(蔭山会長)

放課後子ども教室は、とかく学童保育と混同されがちですが、もう少し手当をしなければ所期の目的を達成できないのではと危惧しています。この事業は空き教室の利用から出発しましたが、現在は必ずしも教室に余裕があるとは限らない状況にあるとも伺っており、そのため活動にも制約が課されてしまうことになるかとも思います。

(蔭山会長)

次に、議題（３）令和５年度の事業展開について順次事務局より説明をお願いします。

(事務局：健康増進課長)

「にじいろニコニコ・出産・子育て応援支給事業」について説明いたします。

妊娠期は不安を抱え、不安定になる時期ですが、これを支援し安心して出産・子育てができるよう支援を図るべく、伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

伴走型支援については、既に実施している部分もあり、妊娠届出時と「こんにちは赤ちゃん訪問」時には面談を実施しているところですが、そこにさらに妊娠８か月ごろの面談が加わりました。この時期はサポート体制が重要であり、これからの育児について考え、メンタル不安が気になる方には寄り添うことが必要な時期であることから、その支援のため面談を実施していきます。

もう一方の支援である経済的支援については、「にじいろニコニコ出産・子育て応援金」として、必要な支援と一体的に給付していくものです。

この事業の実施にあたっては、対象者に寄り添って支援するサポート支援員が担い手となります。

(蔭山会長)

サポート支援員はどのような人員が担いますか。

(事務局：健康増進課長)

有資格者が対応します。

(北村委員)

伴走型支援とのことですが、どの程度「伴走」されるのでしょうか・

(事務局：健康増進課長)

必要な方には、都度、随時伴走し、妊娠届出書の提出時にメンタルに問題を抱えた方や出産・育児にあたってサポート体制がない方など、お困りの方に定期的に状況を確認していきます。

(北村委員)

問題を抱えた方にのみ働きかけを行う形でしょうか。

(事務局：健康増進課長)

働きかけや支援が必要であるところから判断した方を対象とします。

(北村委員)

かねて申請型ではなく訪問型の支援の必要性を訴えてきました。兵庫県明石市のおむつの宅配は、その宅配時にコミュニケーションを取り相談支援に必要な信頼関係の構築につながっています。

申請型の支援ではやはり遺漏があります。問題が発生する可能性があるならば「伴走」し、その可能性がないならば「伴走」しない形を取らざるを得ません。それを担う母子コーディネーター等は何名いますか。

(事務局：健康増進課長)

実施事業の内容によって担当人員数は異なりますが、総じて申せば4名です。

(北村委員)

4名で足りますか。

(事務局：健康増進課長)

必要性が高まれば別の担当人員が関わる形で対応します。

(会長)

続いて子どもサポート教員配置事業について説明をお願いします。

(事務局：学校教育課長)

本事業は、特別な支援を必要とする子どもたちへの教育支援を行うため、子どもサポート教員を配置する事業です。もともと平成25年度より各小学校に、翌平成26年度には各中学校に1名ずつ配置されていました。その後も特別な支援を必要とする児童一人ひとりに合わせた教育的ニーズを充足するため、資料記載のとおり配置人員数を増員させており、令和5年度からも新たなサポート教員の雇用を図るものです。

(北村委員)

不登校やいじめの対象となっ子どもも対象かと思いますが、いじめの場合、加害行為をせざるを得なくなった状況についても問題であり、ケアが必要であると思います。単にいじめられる側だけが守られるのみではなく、他害に至るまで追い込まれているその状況についてサポートは取れているのでしょうか。

(事務局：学校教育課長)

こと今回のサポート教員はいじめに係る事案ではなく、障害等さまざまな事情を抱えた子どもに寄り添う教員になります。

(教育長)

学校にはスクールソーシャルワーカーが配置されており、ここでのサポート教員はお話のいじめや不登校の問題を対象とはしておりませんが、それらの問題には総合的な観点からの支援が必要となります。

いじめについていえば、子どもたちを対象に年2回調査を行っており、そこではヤングケアラーに係る設問等もあり交ぜ、事態の把握に努めています。

(北村委員)

アンケートにあるにせよ、自ら相談を求める声は挙げづらいのではないのでしょうか。

(教育長)

その点については、先生も子どもたちの様子を注意深く見守っています。

(北村委員)

教員の方々はソーシャルワーカーと結びついていますか。

(教育長)

そうした連携の場は用意されており、円滑な連携体制が構築できるよう配慮するとともに、家庭児童相談室やネットワーク会議を網目として支援の手から漏れることのないよう配慮しています。

(北村委員)

教員は家庭訪問で、子どもの家庭の状況を把握できていますか。

(教育長)

教員に家庭のチェックまでは求めています。

(北村委員)

家庭状況も含めて把握し、しかるべき機関につなげて欲しいとも思いますが。

(教育長)

学校で子どもの状況を察知し、家庭児童相談室や児童相談センター、地域の民生・児童委員の方々に必要な情報は伝達しています。

(蔭山会長)

人がそこにいる以上心の問題はどこにでもあるものです。そのため、心の専門家は常駐させるのが本来であるとはいえ、予算の制約もあり工夫が必要になってきます。

委員の仰る理想も分かりますが、現実にはなかなか難しく思います。専門員の配置も課題であり、負担から教員が疲弊してしまう可能性もあれば、また拒絶的な家庭もあるでしょう。問題の難しさを感じます。

では、続いて第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について説明をお願いします。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

子ども・子育て支援企業計画は、国の法令に基づき、当市の子ども・子育て会議条例の規定のもとこの会議にお諮りし、策定をするものです。

現在は、第2期の計画として、令和2年度から6年度の5か年計画のさなかにありますが、7年度以降の次期計画を策定するため、令和5年度より準備を進めていきます。

その準備としては、令和5年度には、これまで同様、子どもたちやその保護者に向けたアンケートを実施します。アンケートの回答にあたっては、全庁的な方針も受け、WEBでの回答をお願いする考えです。このアンケートの結果に基づき、次年度6年度に計画を策定し、第3期の計画年度たる令和7年度を迎える予定です。

スケジュールとしては、現時点での予定となりますが、6月にプロポーザルを行い、次月7月に第1回目となる子ども・子育て会議を開催。そこで選定業者の報告をさせていただき、ついで9月ごろに第2回目の会議を開催し、アンケートの案を委員の皆様にお諮りします。

その後、アンケートを実施したうえで、翌年2月ごろに第3回目の会議を開催し、アンケート結果の報告をさせていただき、大まかにですが、そのような計画を立てております。

(蔭山会長)

確認ですが、アンケートの内容は委員にあらかじめお示しおいただけるとのことでよろしいですか。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

その形で準備を進めます。

■その他

(蔭山会長)

では続いて、「その他」として事務局より説明をお願いします。

(事務局：子ども課長)

今年度、子育て支援に関する条例等について資料記載の条例等の改正を行いました。改正の趣旨としては、まずこども家庭庁創設に伴い条番号等の整理を行うもの、次に先般送迎バスに園児が置き去りになってしまった痛ましい事件が起きましたが、それを受けて業務安全計画等の策定を規定するもの、また令和5年度に宝保育園の改修を計画しておりますが、同園で実施している土曜保育や一時保育の実施園を変更するもの、そして最後に、中央子育て支援センターで実施している児童発達支援の実施後、保護者の就労を目的として利用児童の一時預かりを行うもの。こうしたことを内容とし関係の条例等の改正を行いました。

(北村委員)

こうした情報についてご説明いただけることはありがたく、今後も幼稚園・保育園に係る条例等に改正があればお示しいただきたいと思います。

加えて、第2子・第3子育児休業中の保育の継続をお願いしたいと思います。先だって誰もが保育園に入所できるように、と一部報道機関により報じられました。質・量ともに完備されていない中、何を言うのか、との思いがありますが、育休中の継続入所については検討をお願いします。上の子どもは保育園預けながら、新たに産まれた子に向き合うことができるよう、検討をお願いします。

(事務局：子ども課長)

個々にもそうしたお声は届いており、総合的に検討してまいります。

■閉会

(蔭山会長)

他にはありませんか。ないようであれば、本日の会議はこれで終了したいと思います。事務局から連絡事項等がありますか。

(事務局：子ども課長)

長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。今後のスケジュールについてですが、先にお伝えさせていただいたとおり、次回は令和5年の夏頃を予定しており、一年間を通じて今後の第3期計画の策定のため準備を進めてまいります。

事務局からの連絡は以上です。改めまして本日はお忙しいなかご出席をいただき、誠にありがとうございました。